

公共関与による産業廃棄物処分場の整備に向けて

～私たちの暮らしを守り、健全な産業を支えるために～



沖縄県では、ここ十数年、産業廃棄物管理型最終処分場（以下「最終処分場」という。）の新たな立地がなく、その容量が逼迫しています。その上、来年三月には、県内に二つしかない最終処分場の一つが閉鎖されます。

また、周囲を海で囲まれた本県では、他県のように県外に持ち出し処理することも困難です。

そのため県は、県民の暮らしを守り、健全な産業を支えるため、本来、事業者が行うべき最終処分場の整備に関与し、事業主体の設立や立地候補地の選定などを行っています。



不法投棄された産業廃棄物

私たちの暮らしと産業廃棄物

私たちの家庭から出る生ゴミやビニールなどの様々なゴミを「一般廃棄物」といい、市町村が収集や処理を行っています。

これに対して、工場から出る汚泥など産業活動に伴って出るゴミを「産業廃棄物」といい、これを排出した事業者は最終処分まできちんと管理しなければなりません。

また、産業廃棄物は、日々の暮らしの中からも発生しており、私たちとも密接な関係を持っています。

例えば、家や建物をつくったり、解体するときに出る、木くず、コンクリートくずなどの建築廃材や、使用済みの電化製品、自家用車などから出るプラスチック、ガラス片なども産業廃棄物となります。

もし、処分場がなくなり、これらを正しく処理できなくなれば、不法投棄が増加して環境に悪い影響を与えたり、処理費用が高騰して私たちの暮らしや産業に支障を及ぼしたりすることが予想されます。

私たちの生活環境を守り、健全な産業の発展を支えていくためにも、産業廃棄物を適正に処理する必要があります。

産業廃棄物処理の現状

リサイクルに関する法律の整備や事業者の取り組みなどにより産業廃棄物の排出量は徐々に減少する傾向にあります。しかし、リサイクルできない廃棄物などもあり、それらは焼却などの中間処理などによって減量され、処分場に埋め立てられています。

平成十五年度における県内の産業廃棄物排出量は、一九三万四千トンでしたが、その十二・二％にあたる二十三万六千トンが、最終処分場で埋立処分されています。

管理型の最終処分場とは

管理型の最終処分場とは、木くずや紙くず、燃えがら、汚泥などの廃棄物を適正に管理し、埋め立てるための施設をいいます。

底面に遮水シートを二重に張るなどして廃棄物から出た水や廃棄物を通ってきた雨水などが地下へ染み込まないように遮断しています。

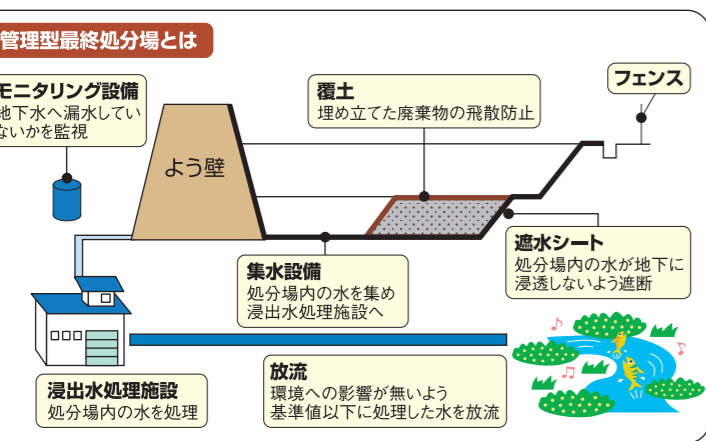
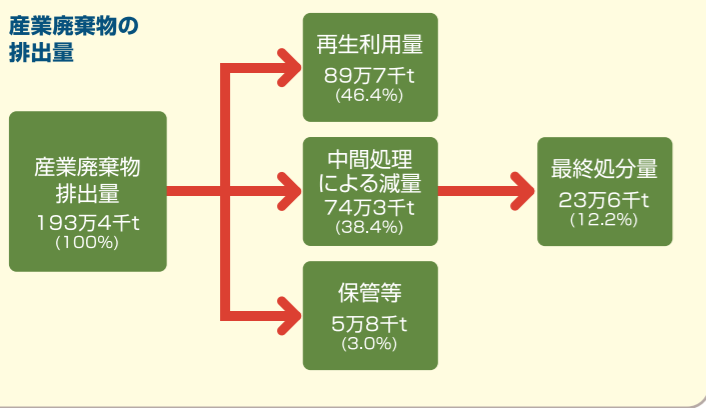
処分場の汚れた水は、遮水シートと集水設備で一ヶ所に集められ、浸出水処理施設で安全な水に浄化され、きちんと検査・確認された後、放流されます。

事業主体の設立と立地選定

最終処分場の整備に向けて、県では昨年、学識経験者、経済団体の代表、NPO、市町村などで行う「公共関与事業推進会議」を設置しました。

同会議では、事業主体の設立や最終処分場の立地候補地の選定について、調査や検討を進めています。

事業主体については、県などの公共と事業者などの民間が協働して、株式会社方式の第三セクターを設立し、民間活力の導入による効率的な安定経営をめざします。



8ヶ所の候補地が選定されました

お問い合わせ 県環境整備課 TEL:098-866-2231 FAX:098-866-2235

県環境整備課ホームページに詳しい情報を掲載しています。ぜひご覧ください。